

（第 1 面）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

2025 年 6 月 5 日

香川県知事 殿

協議者 住 所 大阪府大阪市中央区今橋四丁目 4 番 7 号
氏 名 神島化学工業株式会社 代表取締役 布川明

電話番号 06-6232-5350

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号			令和 6 年 11 月 13 日 6 循環第 176046 号	
変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		弊社が製造した廃材の再資源化	同左
	循環的な利用の方法		再使用・再生利用・熱回収	再使用・再生利用・熱回収
	循環的な利用の概要		弊社が製造し販売する窯業系サイディング及び繊維強化セメント板の製品であって、建設工事の作業所、加工を行う事業所等の過程から排出される端材を回収し原材料の一部として再生利用する。	同左
	事業場の所在地		神島化学工業株式会社 香川県三豊市詫間町香田 80 番地 クリア・ライン株式会社 香川県三豊市詫間町松崎 2821 番地 11	同左
	規則第 6 条第 2 項に規定する協議の適用の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
	県外産業廃棄物	一般的な名称	窯業系サイディング、繊維強化セメント板製品の廃材、等	同左
		種類	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類	同左
		性状	板の端材状態	同左
		1 年当たりの最大取扱量	4800t / 年	5300t / 年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	神島化学工業株式会社 代表取締役 布川明	同左
		住所又は所在地	大阪府大阪市中央区今橋四丁目 4 番 7 号	同左
		排出事業者	名称	別紙のとおり
		排出事業者	所在地	別紙のとおり

(第2面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	①窯業系サイディング、繊維強化セメント板製品の破砕施設 香川県三豊市詫間町松崎 2821 番地 11 ②①破砕品の粉碎、再利用施設 香川県三豊市詫間町香田 80 番地	同左	
		施 設 の 処 理 能 力	① 破砕施設 1,656t／年 ②- 1 粉碎施設 14,688t／年、 再利用施設 15,000t／年 ②-2 粉碎施設 6,550t／年 再利用施設 7,000 t／年	同左	
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置： ①香川県三豊市詫間町松崎 2821 番地 11 ②香川県三豊市詫間町香田 80 番地 処理方式：①破砕 ②粉碎 構造及び設備： ①破砕施設 1 基 ②粉碎施設 2 基、再製品化施設 詳細は別紙のとおり	同左	
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	①排ガス：集塵機を設置しているため、粉塵の影響はない 排 水：ない ②排ガス：集塵機を設置しているため、粉塵の影響はない。 排 水：ない	同左
			処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	①排ガス：集塵機で粉塵を集める 排 水：ない ②排ガス：集塵機で粉塵を集める 排 水：ない	同左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	①排ガス、排水の影響はない。 騒音は、壁外において 56dB であり、騒音の懸念はない。 ②排ガス、排水の影響はない。 騒音は、工場外において 55～60dB であり、騒音の懸念はない。	同左	
		その他循環利用施設の構造等に関する事項	①別紙のとおり ②別紙のとおり	同左	
	循環利用施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	①排ガス：集塵機を設置しているため、粉塵の影響はない 排 水：ない ②排ガス：集塵機を設置しているため、粉塵の影響はない。 排 水：ない	同左	

	の維持管理に関する計画	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	①排ガス：集塵機を設置しているため、粉塵の影響はない 排 水：ない ②排ガス：集塵機を設置しているため、粉塵の影響はない。 排 水：ない	同左
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項	異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、責任者に速やかに連絡して同者指示のもと対応する。また、必要に応じて関係機関に連絡する。 施設の管理は、1 回／月の設備チェックを行い、それに伴い必要なメンテナンスを実施する。	同左
		放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有 ・ 無	有 ・ 無
		県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）	種類 ： がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類 性状 ： 板の端材状態 最大量：140 t／年	同左

(第3面)

変 更 事 項				変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再 生 品	種 類	窯業系サイディング、繊維強化セメント板製品の廃材	同左
			性 状	板の端材（粉碎品）	同左
			1年当たりの最大製造量	再利用施設 22,000t／年	同左
	再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		JIS A 5422 窯業系サイディング JIS A 5430 繊維強化セメント板	同左	
	再生品の利用又は取引の見込み		窯業系サイディング、繊維強化セメント板に加工し、建築事業者等に販売	同左	
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称		シール材（一部窯業系サイディング、繊維強化セメント板付）	同左
		種 類		がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類	同左
		性 状		ゴム状（一部 板の端材付）	同左
		1年当たりの最大発生量		50 t /年	同左
		処 分 方 法		埋立 有限会社エヌエス管理 施設の所在地：坂出市大越町 乃生字浜田 1234 番 7 他	同左
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴				変更なし	
変 更 予 定 年 月 日				2025 年 7 月 1 日	
変 更 の 理 由				広域での回収地域拡大のため	
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合					
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域					
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由					
参 考 事 項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。